

平成26年度 市職員を募集します

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職A (一般事務)	12人	(1)昭和62年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
事務職B (社会福祉士)	1人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)社会福祉士資格を有する人(取得見込みは不可)
技師 (土木)	3人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの人
技師 (建築)		(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	1人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)保健師免許を有する人または平成26年度の国家試験で取得見込みの人
作業療法士 理学療法士	1人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)作業療法士または理学療法士の資格を有する人(取得見込みは不可)
調理員 (給食調理)	1人	(1)昭和44年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)調理師免許取得後、学校や病院などの給食施設や飲食店等で3年以上飲食物の調理業務に直接従事した人(平成26年10月1日現在で3年以上従事) (4)身体上、職務遂行に支障のない人
幼稚園教諭 保育士 I	4人	(1)昭和54年4月2日以降に生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または平成27年3月31日までに取得見込みの人 (注)採用職種(幼稚園教諭または保育士)、配属施設(幼稚園または保育園)は採用時に決定します。
幼稚園教諭 保育士 II	4人	(1)昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を取得後、5年以上幼稚園教諭または保育士として業務に従事した人(平成26年10月1日現在で5年以上従事) (注)採用職種(幼稚園教諭または保育士)、配属施設(幼稚園または保育園)は採用時に決定します。
消防職	2人	(1)平成元年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)普通自動車運転免許(AT限定は不可)を有する人または平成27年3月31日までに取得見込みの人 (4)採用後の通勤時間(片道)が概ね1時間以内の人 (5)身体上、職務遂行に支障のない人

(注)上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。

市は、平成26年度(平成27年4月1日以降採用)の八幡市職員採用試験を実施します。

市民本位で考え、温かき有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。

2 採用予定日

平成27年4月1日以降

3 試験の日時および場所

区分	日時	場所
第1次試験	9月21日(日) 午前9時30分～午後1時(予定)	市文化センター (八幡高畑5-3)
	午前9時30分～午後3時(予定)	

(注)第1次試験日は、試験開始時間の10分前までに会場にお越しください。

※第2次試験は11月3日(月・祝)、第3次試験は11月23日(日・祝)に予定しています。詳細は、第1次試験および第2次試験合格者に郵送で通知します。

4 受験申込書

職員採用試験募集要項および受験申込書は、7月1日(火)から人事課、八幡人権・交流センター、有都交流センター、生活情報センター、公民館で配布。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

5 受付期間・場所

8月1日(金)～14日(木)

市役所2階人事課

午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土、日は除く)

※試験内容等、詳細につきましては、職員採用試験募集要項をご覧ください。

◆ 問い合わせ 人事課

市税は納期内に納付を

固定資産税(第2期分) 納期限は7月31日(木)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に、取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。市税を納期限までに納付されない、督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都府を除く)の税業務を行う

市役所2階人事課
〒811-0110 八幡市役所

市税は納期内に納付を

固定資産税(第2期分) 納期限は7月31日(木)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に

欠かせない事業やサービス

を提供するための貴重な財

源です。市税は納期内に、取

扱金融機関またはコンビニ

等で納付してください。市

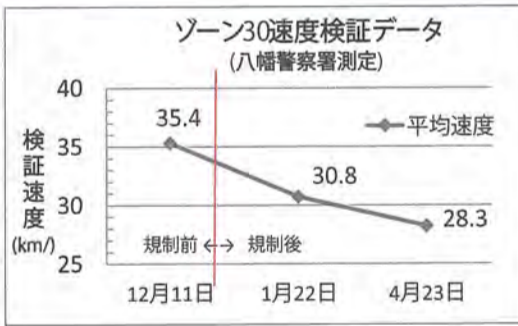
税を納期限までに納付され

ない、督促状を送付し、京

都府と府内25市町村(京

都府を除く)の税業務を行

※「ゾーン30」規制は、平成25年12月20日から開始しています。計測地点および時間は、いずれも八幡小学校南西地点で、午前7時45分～8時15分です。



ゾーン30とは、歩行者や自転車の安全が優先されるよう、路側帯(白線)の設置、通学路部分のカラー舗装、交差点のカラー舗装、「ゾーン30」の路面標示や警戒標識などを設置しています。

◆問い合わせ 管理・交通課、道路河川課、八幡警察署(☎981・0110)

「ゾーン30」の速度規制で大きな成果

昨年12月に、通学路や地域の交通安全のため、市と八幡警察署が協力し、八幡小学校区内に設定した「ゾーン30」について、このほど八幡警察署による検証結果が出ました。グラフのとおり「ゾーン30」規制開始前と規制開始4カ月後を比べると、計測地点の通過車両速度が、平均で時速7.1キロ落ちていくことがわかります。

通過車両が減速すること、ゾーン内を通過する児童や歩行者等の安全がより守られることとなります。市と八幡警察署では、この成果を踏まえ、2カ所目の「ゾーン30」の設定を検討していきます。

歩行者や自転車利用者の安全のため、車両の最高速度を時速30キロに制限する区域のことです。

区域内は、歩行者の安全が優先されるよう、路側帯(白線)の設置、通学路部分のカラー舗装、交差点のカラー舗装、「ゾーン30」の路面標示や警戒標識などを設置しています。

◆問い合わせ 管理・交通課、道路河川課、八幡警察署(☎981・0110)

市役所2階人事課
〒811-0110 八幡市役所

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に、取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。市税を納期限までに納付されない、督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都府を除く)の税業務を行う

市役所2階人事課
〒811-0110 八幡市役所